

奈良県訓令第3号

各部課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成二十七年七月奈良県訓令第2号）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井 正 吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

副知事 松谷幸和の担任意務

- 一 総務部、地域振興部、県土マネジメント部、会計局及び水道局に関すること。
- 二 行政委員会（労働委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 浪越照雄の担任意務

- 一 健康福祉部、医療政策部、くらし創造部、産業・雇用振興部及び農林部に関すること。
- 二 行政委員会のうち労働委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。